

スウェーデンの新しい年金改革案

飯野靖四

1 年金改革委員会の設置とその答申

スウェーデンでは、1960年にかなり紛糾したうえで所得比例的な付加年金が導入されたが、それから約1世代分の年月が経ったので、年金制度全体を見なおすために1984年に年金改革委員会が設置された。委員会のメンバーは積極的に検討を行い、1990年に改革案を答申した。その改革案は直ちに各関係機関に配布されて意見が徴されたが、大多数の意見はそれだけでは不十分であり、もっと大幅な改革が必要であるというものであった。

そこで1991年秋に、政権が社会民主党から保守中道政党に移ったこともあって、新たに各政党の代表からなる年金検討グループが結成され、(1)あまり経済の状況に影響されない、(2)そして納めた年金保険料と受け取る年金額との関係が強められた、(3)長期的に貯蓄を促す、ような年金制度を作るための改革案づくりが始まった。検討グループは1992年8月に改革の基本理念を示し、それに基づいて改革案が作られた。1994年1月に保守中道政権と最大の野党である社会民主党はその改革案の修正案に合意したが、共産党と新民主党は態度を保留した。

その後1994年4月まで、この改革案は再び各関係機関に配布されて意見が徴された。そこではおおむね賛成の意見が多かったが、同時にさ

まざまな問題点が指摘され、また多くの要望がだされた。これらの問題点を十分に検討し、かつ克服するために、国会は1994年6月にこの改革案の基本方針を大枠で認めたとうえで、具体的な内容の決定は1995年に開かれる国会の審議に先送りした。しかし1995年3月末現在、まだ具体的な改革案は決定されていない。

したがって以下では、この検討グループの作成した改革案に基づいて、現行の年金制度の問題点について説明し、改革案を紹介してみよう。

2 現行の年金制度の概要

スウェーデンの公的年金は、準公的なものを含めると、3階建ての年金制度となっている。すなわち、原則として居住条件だけですべての住民がもらえる定額の「基礎年金」（とその加算年金）を1階部分とし、就労期間中の所得額と就労期間に比例してもらえる「付加年金」を2階部分とし、労使間の協約によってほとんどの労働者がもらえる準公的な「企業年金」を3階部分とした年金制度である。

基礎年金は、基本的に一定の居住条件をみたした住民すべてに支払われる無拠出の年金で、満額の年金額は原則として全員同額である。基礎年金から支払われる手当には、老齢年金だけでなく障害者年金・障害者補助金、遺族年金、遺児年金、年金者の妻手当、障害児介護手当、

障害者手当がある。基礎年金にはそのほかに、基礎年金以外に収入がほとんどない人達への年金加算金、障害児や病気の子どもの世話をする年金生活者への特別年金加算金、等の加算金がある。

基礎年金からの老齢年金は、スウェーデン人であるか否かをとわず、少なくともスウェーデンに生産年齢期（16歳から64歳）に3年以上住むか、3年以上の付加年金の積立をした人に対して支払われ、その場合には満額の40分の3の年金が支払われる。満額の年金額が支払われるためには、スウェーデンに40年以上住むか、30年以上付加年金の積立をしなければならない。満額の年金額は単身者は基礎額の96%で、結婚生活者は1人当たり78.5%である。基礎年金以外にほとんど収入がない年金生活者には、基礎額の55.5%の年金加算金が支払われる。1994年には基礎額は35,200 Krであったが、経済危機克服のための措置によって年金が一律2%カットされたので、金額で表すと単身者は33,116 Kr、結婚生活者は1人当たり27,079 Kr、年金加算金は19,145 Krであった（したがって基礎年金以外にほとんど収入のない単身の年金生活者には合計52,261 Kr (33,116+19,145) が支払われた)。老齢基礎年金と年金加算金（それに地方自治体

の支払う住宅手当を含めて）しか収入のない年金生活者は所得税は非課税とされている。

老齢基礎年金は原則として、65歳に達した年から支払われるが、希望すれば60歳から受け取ることができる。しかし65歳より以前に年金を受け取る場合には、1カ月につき年金額が0.5%ずつ減額されるので、60歳から受け取った場合には30% (0.5%×12×5) 減額される。基礎年金はまた65歳より後にも受け取ることができる。その場合には1カ月遅らすごとに0.7%ずつ年金額が加算されるので、70歳から受け取る場合には42% (0.7%×12×5) 増額された年金を受け取ることができる。

この基礎年金の資金は、主として企業が支払う基礎年金保険料によってまかなわれているが、足りない部分は国庫からの補助金によってカバーされている。表1をみても分かるように、近年は国庫からの補助金によってカバーされる割合が大きくなってきているが、それは国際競争力を高めるために企業の負担する基礎年金保険料の料率を引き下げてきているからである。

付加年金 (ATP) は、基礎年金を補完するものとして1960年に導入されたもので、原則的に均一の年金を支払う基礎年金とは異なって、就労期間中に得ていた所得に比例した年金額が支

表1 基礎年金の財源

(単位：百万 Kr)

年	保険料率	保険料収入	国庫補助金	年金支払額	保険料カバー率
1985	9.45%	32,953	11,497	44,450	74%
1986	9.45	38,482	9,062	47,544	81
1987	9.45	41,761	7,883	49,644	84
1988	9.45	44,750	7,993	52,743	85
1989	9.45	50,015	6,918	56,933	89
1990	7.45	45,963	15,019	60,982	75
1991	7.45	47,975	18,830	66,805	72
1992	7.45	47,707	22,064	69,771	68
1993(予測)	5.66	36,727	33,827	70,554	48

払われる。付加年金からの手当には、基礎年金と同じように老齢年金、障害者年金・障害者補助金、遺族年金、遺児年金等はあるが、その他の諸手当と諸加算金はない。

付加年金からの老齢年金を受け取るためには、どこの国民であってもまたどこに住んで(つまり外国に住んで)いても良いが、少なくとも3年以上の年金(ATP)ポイントを得ておかなければならない。年金ポイントは、勤労所得が基礎額を100 Kr 超えた時に初めてポイントの計算が始まり、以後勤労所得が基礎額の金額を超える度ごとに1ポイントが与えられ、基礎額の7.5倍の所得額までがポイントの計算の対象とされる。勤労所得のうち最初の基礎額の部分を付加年金のポイントの計算に入れないのは、その部分は基礎年金によってカバーされていると考えられているからである。また基礎額の7.5倍までの所得額までしか年金ポイントの対象としないのは、年金額の個人格差をそれ以上大きくさせないためである。実際には、基礎額の7.5倍を超える所得の部分は、労使間の協約によって実施されている企業年金によってカバーされている。したがって、1年間に得られる最大の年金ポイントは6.5である。そして現行の制度では、各人の生涯の年金ポイントは過去に獲得した年金ポイントの上位15年分の平均値であり、満額の年金を受け取るためには30年分の年金ポイントを必要とする。

この老齢付加年金も老齢基礎年金と同じように65歳から支払われるが、60歳から受け取ることもできるし、70歳まで受け取りを延期することもできる。その時の条件は基礎年金と全く同一である。付加年金の資金は原則として社会保険料収入とその積立基金であるAP基金の運用収入によってカバーされているが、表2をみても分かるように、その資金が全額社会保険料によってカバーされていた時期もあったにもかかわらず、近年ではますます社会保険料収入でもってカバーできる割合が小さくなりつつある。

スウェーデンにはこれらのほかに、60歳以降少しずつ仕事の量を減らしていった65歳に素直に年金生活者になるのを助ける部分年金、基礎額の7.5倍以上の所得の部分に対応する年金を構成する準公的年金の企業年金等があるが、ここでは紙幅の関係で省略する。

3 現行の年金制度の問題点

以上のような現行の年金制度には、特に付加年金に次のような重大な問題点があることが指摘されている。

(1) 年金費用の増加と負担増

現行の年金制度は、経済が順調に成長し年金の支払いに何の不安もない時期につくられたものである。また当時は今ほど長寿化が進むとは

表2 付加年金の費用と収入

(単位:10億 Kr)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993年
収入									
社会保険料 (A)	35.2	40.2	45.0	50.0	59.9	78.9	83.1	83.8	81.0
基金の運用	28.5	34.7	36.7	41.0	44.2	46.4	54.4	52.5	59.1
合 計	63.7	74.9	81.7	91.0	104.1	125.3	137.5	136.3	140.1
費用 (B)	42.4	48.8	54.2	61.1	69.7	78.0	88.6	97.1	102.1
カバーの割合 (A/B)	84	83	84	83	87	102	94	87	80

考えられていなかったので大した年金収支の計算もなしに、年金受給者にきわめて寛大な年金制度がつくられたのである。しかし今や条件はすっかり変わってしまった。したがって経済の成長が見込めない社会においても、また長寿化がさらに進む社会においても、維持し続けられるような年金制度が構築されなければならない。

(2) 年金生活者と就労者の間の公平

現行の年金制度では、基礎額が消費者物価指数によって物価スライドされるために、実質的な経済成長があった時にその成果が就労者によって独占され、年金生活者にまで及ばない可能性が高い。したがって実質的な経済成長の成果を公平に分配するために、年金額は就労者の実質的な可処分所得の増加率によって物価スライドされなければならない（不思議なことにこの論理はわが国では、全く逆の政策を正当化するための論理として使われている。すなわち年金額も賃金と同じように物価スライドされると、公的年金控除等によって税制上の恩恵を受けている年金額の方が累進課税をもろに受ける賃金よりも有利になる。したがって両者が全く同じ利益を享受するためには、年金額のスライドは税引き後の賃金率すなわち可処分所得の変化率によって行われなければならない）。

(3) 付加年金保険料の税金化

現行の付加年金制度においては、保険料が青天井の（上限なしの）賃金額に課せられているのに、年金権は基礎額の7.5倍までの賃金の範囲内でしか与えられていない。したがって基礎額の7.5倍以上の賃金に対する保険料は実質的に税金となっており、保険料と年金額の関係が弱められている。

(4) 民間貯蓄の減少

基礎年金はともかく、付加年金の充実は国民の貯蓄意欲をそぐ効果をもたらしている。資金需要の旺盛なスウェーデン社会において、外国からの資金に頼らず自国で対応していくためには、民間の貯蓄を増やすことが重要である。したがって民間貯蓄の減少を伴わないような年金制度を構築することが肝要である。

4 新しい年金制度改革案

以上のような問題点を解消するために、年金検討グループは次のような制度改革を提案している。

- (1) 年金額のスライドを、消費者物価指数に代えて実質賃金指数によって行う。
- (2) 受け取れる年金額は原則として支払った保険料の額に比例するが、同一の年代の平均余命が伸びれば伸びるほどその年代の1人当りの年金額は小さくなる。
- (3) 受け取れる年金額は、過去の上位15年分の賃金ではなくて16歳から働けなくなるまでの全生涯の賃金で決める。しかしそれだけでは不利になる人がいるので、4歳未満の子どもがいる家庭にはどちらかの親に、また徴兵中や学生の人には予想所得に基づいて年金権が与えられ、その保険料は国が本人に代わって支払う。
- (4) 夫婦ともに年金権を有する場合には、お互いに年金権を一部ないし全部を譲渡することができる。ただし一般に女性は男性よりも長寿なので、男性が女性に譲渡する場合には年金額を20%カットし、その逆の場合には20%増とする。
- (5) 現行では保険料は全額雇い主（企業）が

負担しているが、少しずつ労働者の自己負担を増やしていき最終的には労使折半の負担となるようにする。

- (6) 年金は61歳から70歳までの間ならいつでも受け取ることができ、またいつでも自由に受け取りを休むことができるようにする。

参考文献

現行の年金制度についての文献は数多く出版されているが、新しい年金改革案については、まだそれほど多く出版されていない。

新しい年金改革案についてのもっともまとまった文献は、上述の年金検討グループのまとめた報告書である。報告書はスウェーデン語で書かれているので誰でも利用できる訳ではないが、本文575ページ、付表・付図（Aは「改革のコストと個々の効果」、Bは「女性の付加年金と協約年金」）A 249ページ、B 86ページの堂々とした報告書である。

因みに、その Pensionsarbetsgruppen による Reformerat Pensionssystem (SOU 1994: 20) という報告書の本文の目次は以下のとおりである。

I 年金問題が起こってきた背景

- 1 年金検討グループの課題
- 2 現行の年金制度
- 3 社会経済的に見た年金問題

II 年金改革の必要性

- 4 公的年金制度の必要性
- 5 現行の年金制度の問題点
- 6 年金改革の方向

III 年金制度改革案

- 7 年金制度改革において重視されるべき原則
- 8 制度移行に伴う問題点解決のための原則

則

- 9 年金権の獲得と分割
- 10 老齢年金
- 11 基本保障
- 12 障害者年金
- 13 遺族年金
- 14 財源と管理機構
- 15 年金支給面での移行規則

IV 年金改革の影響

- 16 個人に対する影響
- 17 国庫および社会経済に対する影響

以上の年金改革案については、この年金改革案の作成に積極的にかかわったストックホルム大学のアン・シャーロッテ・ストールベリー (Ann-Charlotte Staalberg) 助教授の英語の論文（これについては、奈良女子大学の木村陽子氏の翻訳がある）と年金検討グループ (The Working Group on Pensions in 1994) 自身による英文要約でも読むことができる。それらは、それぞれ、

- 1 “Pension Reform in Sweden” 1994 (Swedish Institute for Social Research)
- 2 “Pension Reform in Sweden, a short summary” 1994 (Ministry of Health and Social Affairs)

これらに関する日本語文献としては、1994年4月に上述のストールベリー助教授等を日本に招いて開かれた年金セミナーの要約と、筆者がスウェーデンの総選挙(1994年9月)への結果と結びつけて書いた論評がある。それらは、それぞれ、

- 3 「日本スウェーデンの年金制度改革（セミナー）」『年金と住宅』1994年7月号
- 4 拙稿 「スウェーデンの年金改革の行方」『週刊社会保障』1994年11月28日号

(いの・やすし 慶応義塾大学教授)